

◆地域推薦入学試験の手続き等

<p>出願資格</p>	<p>推薦要件は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者</p> <p>〔松江地域農業再生協議会、安来地域担い手育成総合支援協議会、雲南市農業再生協議会、奥出雲町地域農業再生協議会、飯南町地域農業再生協議会、出雲市農業再生協議会、斐川町地域農業再生協議会、大田市農業再生協議会、川本町地域農業再生協議会、美郷町農業再生協議会、邑南町農業再生協議会、浜田市農業再生協議会、江津市農業再生協議会、益田市農業再生協議会、津和野町農業再生協議会、吉賀町農業再生協議会、島前地域農業再生協議会、隠岐の島町地域農業再生協議会〕</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ健康であるもの</p> <p>ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和5年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和5年3月に修了見込みの者</p> <p>イ 高等学校卒業程度認定試験規則第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者</p>
<p>出願期間</p>	<p>第1回：令和4年9月28日(木)～令和4年10月12日(木)17時（必着）                  第2回：令和5年1月6日(金)～令和5年1月26日(木)17時（必着）                  第3回：令和5年2月27日(月)～令和5年3月7日(火)17時（必着）                  第3回試験は、それまでの試験で定員を満たした場合は実施しない。                  ※郵送の場合は、各回試験とも出願期間最終日17時までには必着のものが有効</p>
<p>入学試験</p>	<p>(1) 日時 第1回：令和4年10月26日(木) 9時30分～16時                  第2回：令和5年2月14日(火) 9時30分～16時                  第3回：令和5年3月20日(月) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校（大田市波根町970-1）</p> <p>(3) 内容 農業科（短期養成コースを除く）：筆記試験（志望理由書*①・小論文）及び面接試験                  農業科（短期養成コースに限る）：筆記試験（志望理由書*①・②、小論文）及び面接試験                  ※志望理由書は出願時に提出</p> <p>(4) 選考 筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p> <p>※第3回試験実施科(コース)については、島根県立農林大学校の玄関前及びホームページに掲載する。                  日時 令和5年2月24日(金) 10時                  島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
<p>合格発表</p>	<p>(1) 第1回 令和4年11月16日(木) 10時                  (2) 第2回 令和5年2月24日(金) 10時                  (3) 第3回 令和5年3月24日(金) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。電話等による照会には応じない。</p>

<p>提出書類</p>	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。          なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <p>(1) 入学願書(※)          (2) 志望理由書①(※)              短期養成コース志望者は志望理由書①・②(※)          (3) 出身学校長が作成した調査書          (4) 農業再生協議会等会長の推薦書(※)          (5) 返信用封筒(長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付)          (6) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)          ※ (1), (2), (4)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> <p>出願資格の(2)のア以外の者にあつては、(3)の調査書に代えて、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写しのいずれかを提出すること。</p> <p>なお、出願資格の(2)のアに該当する者であっても、卒業後一定期間が経過したことなどにより(3)の調査書が取得できない場合は、(3)の調査書に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書(成績証明書の交付を受けることができない場合は、交付を受けられない旨の証明書)を提出すること。</p> <p>(6)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
<p>追試験</p>	<p>(1) 日時 第1回 令和4年11月9日(水) 9時30分～16時          第2回 令和5年2月20日(月) 9時30分～16時          (2) 場所及び内容 上記本試験に同じ          ※追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。          島根県立農林大学校のホームページ  <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/">https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/</a></p>
<p>その他</p>	<p>(1)出願時に入学願書に第1志望専攻、第2志望専攻、第3志望専攻を記入して提出する。          第1志望での合格者が専攻の募集定員を超える場合は、第2志望、第3志望で合格にすることがある。</p> <p>(2) 地域推薦入学試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、入学願書、志望理由書、出身学校長が作成した調査書(調査書の提出は出願資格の(2)のアに該当する者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したことなどにより出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。)、返信用封筒及び入学検定料を一般入学試験の出願期間内に提出すること。この場合、志望する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。</p>

# 入 学 願 書

島根県立農林大学校長 様

年 月 日

氏名

写 真 欄  
(3cm×4cm)

私は、島根県立農林大学校の養成部門に入学したいので関係書類を添えてお願いします。

第 1 志 望	科	専 攻 コ ー ス
第 2 志 望	科	専 攻 コ ー ス
第 3 志 望	科	専 攻 コ ー ス

履 歴 書					
ふ り が な 氏 名	生年 月日	年	月	日	性 別
現 住 所	県	市	町	番地	
	郡	村			
	(電話	—	—	)	
連 絡 先 (現住所と異なる場合のみ記入すること。)	県	市	町	番地	
	郡	村			
	(電話	—	—	)	
学 歴	年 月	高等学校	科入学		
	年 月	高等学校	科卒業 (見込み)		
	年 月				
	年 月				
職 歴					
研 修 歴					

注 写真欄には、出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼り付けてください。



(地域推薦用)

# 推 薦 書

年 月 日

島根県立農林大学校長 様

〔 農業再生協議会等 の名称 〕

(代表者)

印

下記の者は、島根県立農林大学校の地域推薦入学の要件に適合するものと認め、推薦します。

## 記

### 1 被推薦者

住 所  
氏 名

### 2 推薦理由

(1) 就農計画

(2) 農業に対する意欲と取組み

(3) 地域の農林業発展に向けて被推薦者が果たすべき役割と期待